



大学入学共通テストにおける「実用的な文章」の扱い：四年分の出題から考える

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 芳郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/0002000139

大学入学共通テストにおける「実用的な文章」の扱い

— 四年分の出題から考える —

熊谷芳郎

問題提起

今年度も、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」と表記する）が一月二三日に行われた。それを伝える『朝日新聞』は、「32年ぶり50万人割れ5教科7科目最後 共通テスト開始」との見出しを付けた（東京版 二〇二四年一月一四日 朝刊）。さらに記事中の小見出しには、「石川の受験生『全て出す』『世界史B』『易化』■国語『実用的文章』なし」とある。本稿で考えたいのは、この小見出しにある「国語『実用的文章』なし」が適切であるのかどうかということである。

記事の中では、次のように説明されている。

国語では、今年も「実用的な文章」を読み解いて答える問題は出されなかった。実用的な文章とは、従来の試験でおなじみの評論や小説ではなく、契約書や学校新聞、生徒会規約といった実生活に関わりが深い文章や資料を指す。

この記事から、次の三点が課題として読み取れる。
一 「実用的な文章」とはどのような文章なのか。

二 「実用的な文章」は共通テストに出題されることがないのか。

三 「『実用的な文章』を読み解いて答える」とはどういうことか。

本稿ではこの三点について、共通テストを巡るこれまでの経緯も踏まえて具体的に検討していくこととする。

共通テストにおける「実用的な文章」の扱いについては、大学入試センター試験から共通テストに変わる前後を中心に、これまでもしばしば話題となってきた。しかし、共通テストも四回目の実施となり、そろそろ「実用的な文章」の扱われ方についてその具体的な方向が見えてきたところである。この時点で、共通テストが「実用的な文章」をどのように扱おうとしているのかについて具体的な考察を加えるべき時期になったのではないか。

まだ四回の実施しかないという捉え方から、やや時期尚早という批判もあるという危惧はもつものの、受験指導に当たる高

校の教育現場に関わる人たちが、なによりこれから受験を控える受験生への負担や不安を軽減したいという思いから、考察を進める次第である。

なお、共通テストでは（その前の「大学センター試験」でも同様であったが）、実施回は年度で表記されているため、たとえば第一回の共通テストは令和三年度として令和四年の一月に実施された。本稿では混乱を避けるために、実施回は実施された年で表記することにする。すなわち、第一回の共通テストは「令和四年一月実施」と表記することになる。

一 「実用的な文章」とはどのような文章なのか。

「実用的な文章」とはそもそもどのような文章なのか、『朝日新聞』が述べる「契約書や学校新聞、生徒会規約といった実生活に関わりが深い文章や資料」との説明はどれほど妥当なものなのかをまず確認する。それには、『学習指導要領』で「実用的な文章」がどのように説明されているのかを踏まえる必要がある。二〇一八年告示の『高等学校学習指導要領』（以下『二〇一八年版』）では、必履修科目「言語文化」の「B 読むこと」の指導事項として「ア 文章の種類を踏まえて、内容や構成、展開などについて叙述を基的に確に捉えること。」という項目が挙げられている。そして、その解説となる同版の『高等学校学習指導要領解説 国語編』（以下『二〇一八年版解説』）では、この記

述について次のように解説されている。

文章の種類には、文語文と口語文、韻文体と散文体、和文体の文章と漢文体の文章と翻訳文体の文章などの文体による整理や、実用的な文章、論理的な文章、文学的な文章など書き手の目的や意図、虚構性の有無などによる整理などがある。これらの文章はそれぞれ特徴をもち、文章の用途に応じて適宜用いられる。文章の種類を踏まえるとは、対象となる文章が、これらのどれに属し、どのような特徴をもっているかを把握しておくことを意味する。（傍線は熊谷による。以下同じ）

ここでは、文章を「実用的な文章」「論理的な文章」「文学的な文章」の三種類に分け、それぞれに合わせた読み方を身につける指導を求めている。

同じ必履修科目の「現代の国語」にも「C 読むこと」の指導事項として「ア 文章の種類を踏まえて、内容や構成、論理の展開などについて叙述を基的に確に捉え、要旨や要点を把握すること。」という項目があり、それについて次のように解説されている。

文章の種類とは、ここでは現代の社会生活に必要とされる論理的な文章や実用的な文章を指す。論理的な文章とは、現代の社会生活に必要とされる、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことである。一方、実用的な文章とは、一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達する

ために書かれた文章のことであり、新聞や広報誌など報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キヤッチフレーズ、宣伝の文章などがある。また、インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができる。論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である。(ゴチックは原文による)

この説明で「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である。」とあるように、文種は三種類に分けられ、「文学的な文章」以外が「論理的な文章」「実用的な文章」と規定されている。その上で、「論理的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のこと」として「説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのこと」であるのに対して、「実用的な文章」とは「具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章」ではないのか疑問の残るところであるが、今はその議論には立ち入らない。

「論理的な文章」が「説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことである」のに対して、「実用的な文章」と

は「新聞や広報誌など報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キヤッチフレーズ、宣伝の文章など」「インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができる。」と例示されている。「実用的な文章」と「実務的な文章」とがどのように異なるのかも気になるところであるが、この議論にも立ち入らない。

ここでの説明によれば、「実用的な文章」とは「具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章」であり、「報道や広報の文章」から「電子メール」までのかなり広範囲な文章を含んでいることになる。『朝日新聞』の「実生活に関わりが深い文章や資料」はほぼ『二〇一八年版解説』を受けているが、記事前半の「契約書や学校新聞、生徒会規約」という具体例は『二〇一八年版解説』の記事をかなり限定したものであることが分かる。ただし、「実用的な文章」という語句は、『二〇一八年版』で初めて登場したものではない。二〇〇九年告示『学習指導要領』（以下『二〇〇九年版』）の必修教科目「国語総合」の「読むこと」の指導事項として「ア 文章の内容や形態に応じた表現の特色に注意して読むこと。」という項目が挙げられ、これについて、同版の『高等学校学習指導要領解説 国語編』（以下『二〇〇九年版解説』）で次のように解説されている。

ここでの文章の「形態」とは、文学的な文章（詩歌、小説、随筆、戯曲など）、論理的な文章（説明、論説、評論など）、実用的な文章（記録、報告、報道、手紙など）のことを指す。文章の内容や形態ごとに、それぞれに固有な「表現の特色」が考えられる。例えば小説の場合の特色としては、長編小説か短編小説かの違いによるもの、書かれた時代の違いによるものなどのほか、描写や会話などの中における、擬人法をはじめとした比喩、反復、倒置などの表現の技法、感覚的な語句や表現の使用、文の長短などという、書き手の工夫によるものなどがある。

ここでも文章の「形態」は、「文学的な文章（詩歌、小説、随筆、戯曲など）、論理的な文章（説明、論説、評論など）、実用的な文章（記録、報告、報道、手紙など）」の三種類とされている。さらに、「実用的な文章」の具体例として「記録、報告、報道、手紙など」が示されている点にも注目しておきたい。

さらに、『二〇〇九年版』では、「読むこと」の言語活動例として「ウ現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合うこと。」が示され、その解説に次のように述べられている。

「実用的な文章」とは、一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章である。それには、報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、

会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法律の条文、キヤッチフレーズ、宣伝の文章などがある。また、インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実用的な文章の一種と考えることができる。このように、現代の社会生活では実に多様な実用的な文章が用いられている。これらの文章に接して、それぞれの内容を的確に読み取り、表現の仕方について検討して自分の考えをもち、話し合うのがこの言語活動である。

「実用的な文章」とは「一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章」とあり、その具体例も「報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法律の条文、キヤッチフレーズ、宣伝の文章」「インターネット上の様々な文章や電子メールの多く」と記述されている。『二〇一八年版解説』はこの記述を踏まえたものだということが分かる。

このように、「実用的な文章」に関する記述は『二〇〇九年版』に既に見られ、『二〇一八年版』にはほぼ同じ内容として踏襲されていることが確認された。

二 「実用的な文章」は大学入学共通テストに出題されたことがないのか。

では、「実用的な文章」がこれまでの共通テストに出題されたことがないのかどうかについて検討しよう。

まず取り上げたいのが、令和四年一月の第二回の共通テスト問題である(令和三年度(第一回)の共通テストはコロナウィルス感染対策として本試験が二回実施された)。ここでは、第二問の問五に、問題文中の「案山子」について国語辞典と歳時記の内容を整理した「ノート」として、次のような文章が掲載されている。

● 国語辞典にある「案山子」の意味

○竹や藁わらなどで人の形を造り、田畑に立てて、鳥獣が寄る

のをおどし防ぐもの。とりおどし。季語・秋

○見かけばかりもつともらしくて、役に立たない人。

● 歳時記に掲載されている案山子と雀の俳句

a 「案山子立つれば群雀空にしづまらず」(飯田蛇笏だこつ)

b 「稻雀追ふ力なき案山子かな」(高浜年尾)

c 「某それは案山子にて候そうろう雀殿」(夏目漱石)

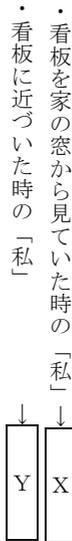
● 解釈のメモ

a 遠くにいる案山子に脅かされて雀が群れ騒ぐ風景。

b 雀を追い払えない案山子の様子。

c 案山子が雀に対して虚勢を張っているように見える様子。

● 「案山子」と「雀」の関係に注目し、看板に対する「私」の認識を捉えるための観点。



この文章に続けて、空欄に入る内容の組み合わせを選ぶ問題が設定されている。ここでは、国語辞典と歳時記の内容を「整理した」ノートを読み取ることが求められている。国語辞典も歳時記も、『二〇一八年版解説』にあった「小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章」であり、「論理的な文章」ではないところから、「実用的な文章」と捉えることができる。特に歳時記は俳句を扱ってはいるが、俳句について説明した文章であることに注目する必要がある。つまり、『二〇〇九年版解説』にあった「具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章」としての「実用的な文章」と捉えることができる。

たしかに、ここでは「国語辞典」「歳時記」の文章そのものが提示されているのではなく、あくまでもその内容を「整理した」ノートが提示されている。しかしながら、生徒の作成した「ノ

表

実施年月(実施回数)	該当する大問	扱われている生徒作成の文章の種類
令和三年度(第一回)第一回本試験問題	第一問	課題文の「内容をよく理解するために」作成した「ノート」
令和四年一月(第二回)本試験問題	第一問	「考えを整理するため」の「メモ」
同上	第二問	国語辞典と歳時記の内容を整理した「ノート」
令和四年一月(第二回)追試験問題	第一問	「本文を読んだ」生徒が書いた「ノート」
令和五年一月(第三回)本試験問題	第二問	生徒の書いた「構想メモ」と「文章」
令和五年一月(第三回)追試験問題	第一問	生徒の書いた「文章」
同上	第三問	教師から配られた「プリント」と生徒の「ノート」
令和六年一月(第四回)本試験問題	第一問	生徒の書いた「文章」
同上	第三問	問題本文について解説した「文章」

ト」であっても、『学習指導要領』が文章を「文学的な文章」「論理的な文章」「実用的な文章」の三種類に分けていたことに基つけば、消去法として「実用的な文章」「具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章」として分類されることになる。

では、共通テストにおいて、生徒の作成した文章やノートはどのように扱われてきたのだろうか。ここで、その点にしばって整理したものが上の表である。

表の最後にある令和六年一月(第四回)本試験問題の第三問は誰が書いた「文章」なのか特に説明されていないために、それを省いたとしても、第一回から連続して生徒の書いた「ノート」や「文章」が出題されていることが分かる。

したがって、これらの文章やノートを「実用的な文章」とするならば、共通テストでは毎年「実用的な文章」が出題されてきたということが出来る。

では、『朝日新聞』はなぜ「今年も『実

用的な文章」を読み解いて答える問題は出されなかった」と述べたのだろうか。その理由は「実用的な文章」の捉え方の違いに基づくと考えられる。

『朝日新聞』は「実用的な文章」とは「契約書や学校新聞、生徒会規約といった実生活に関わりが深い文章や資料」とした。

「実生活に関わりが深い文章や資料」は『学習指導要領』の考えにほぼ沿っているが、前半の「契約書や学校新聞、生徒会規約といった」という例示は、『学習指導要領』の説明をかなり限定した捉え方であった。たしかに「契約書や学校新聞、生徒会規約といった」文章に限定するのなら、共通テストに「実用的な文章」を読み解く問題は未だ出題されることがないということになる。『朝日新聞』がこのように「実用的な文章」を限定して捉えるのは、大学入試センターが共通テスト実施を前にして行った「試行調査」における出題例が大きく影響していると推察される。

平成二九年に実施された試行調査の問題では、第一問で「生徒会規約」と「学校新聞」を扱っていた。平成三〇年度の試行問題では、第二問で「著作権法」が扱われている。さらに、文部科学省が平成二九年五月に公表した「大学入学共通テスト(仮称)」記述式問題のモデル問題例」では、「モデル問題例二」として「駐車場使用契約書」を巡る問題が示されていた。『朝日新聞』はこれらの例から、「実用的な文章」を「契約書や学校新聞、生徒会規約といった実生活に関わりが深い文章や資料」と限定的に捉

えたのだろうか。しかしながら、「実用的な文章」の範囲は同紙が例示しているよりも格段に広いものであり、生徒の書いたノートや文章・レポートという形では共通テストの第一回から出題されてきたということは確認した通りである。

三 「実用的な文章」を読み解いて答える」とはどういうことか。

ここまで、共通テストにおける「実用的な文章」の扱い方の経緯を確認してきた。それを踏まえて、「実用的な文章」を読み解いて答えるとはどういうことなのかを考えよう。それは、「実用的な文章」を国語科の教材として扱う意義について考えることであり、同時にこれからの共通テストへの準備としての高等学校の国語科授業を考えることでもある。

まず、確認したいのは、令和七年以降の共通テストである。大学入試センターは、令和四年一月九日に公表した「令和七年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等の予告」において、「近代以降の文章が三問」としている。つまり、「近代以降の文章」を扱う問題をこれまでよりも一題増やすということである。この増加分がどんな文章を扱うのかについて、同年二月二七日に公表した「令和七年度大学入学共通テスト 出題の方向性及び試作問題の公表に関する説明資料」(以下「説明資料」と表記する)で「令和七年度試験の主な変更点など」として、「言語活動を重視し、多様な資質・

能力を問うため大問を一つ追加」としている。しかも、扱う文種については特に言及していない。この、文種についての言及は、これまでも特に行われていないので、今回に限って特別に秘されているというわけではない。

さらに、「説明資料」では、「2. 各教科・科目に係る公表内容（出題方法、問題作成方針に関する検討の方向性、試作問題等）」において、次のように具体的なイメージを語っている。

・ 必修教科目「現代の国語」「言語文化」で育成する資質・能力を、試験問題全体を通して評価する。

※1 話し合いや論述などの「話すこと・聞くこと」、「書くこと」

の領域の学習の充実を含め、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目

※2 上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化

への理解を深める科目

・ 様々な資料から読み取ったことを基にレポートを書くといった、言語活動を重視し、多様な資質・能力を問うことができるよう、大問を一つ追加。

ここからは、「実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力」を視野に、「言語活動を重視し、多様な資質・能力を問う」問題が出題されるという方向性が示され、しかも、「様々な資料から読み取ったことを基にレポートを書く」という言語活動が具体的に例示されている。

さらに、同年一月九日に「令和七年度大学入学共通テスト試作問題『国語』」が公表されたことで、増加した一問について、より具体的なイメージを持つことができるようになっていく。

なお、この「試作問題」は、かつての試行調査の問題のように実際にモデルとなる解答者に解答させるということとはせず、問題が公表されただけであった。そのため、注目をあびることがやや少なかったという印象がある。しかしながら、学年進行で新『学習指導要領』で学んだ学年が受験する令和八年一月に実施される令和七年度問題は、その後の共通テストの具体的なモデルとして捉えることができる。さらに、「旧教育課程履修者等に対する経過措置」が国語科の場合には「なし」となっていることから、この増加分は、旧『学習指導要領』の内容に含まれているとの認識に、少なくとも大学入試センターは立っていることを示している。それは、本稿でここまで述べてきたこととも重なるものであろう。

そこで、次項では、その試作問題を分析することにより、令和七年以降の出題の方向について考えていくこととする。

「試作問題」の検討

公表された「試作問題」は、A・B二種類の問題がそれぞれ二〇点配点で設定されている。第A問は『気候変動の影響』について調べてレポートを書くために、テキストを図表と関連付け

ながら的確に読み取る力や、レポートの作成に向けてテキストを適切に解釈し、目次の内容や構成について分析したり検討したりする力等を問う」問題であり、第B問は「日本語の独特な言葉遣いについてレポートを書く場面を設定。それぞれの資料をレポートに引用するために、複数の文章やグラフの内容や要旨を適切に解釈する力や、よりよいレポートにするために、レポートの内容を捉え直したり、根拠の示し方について考察したりする力等を問う」問題であると、「説明資料」で解説されている。つまり、どちらも調べたことをレポートに書くという言語活動が設定され、第A問では資料を「読み取る力」やレポートの内容や構成について「分析したり検討したりする力等」が問われ、第B問ではレポートに引用するために複数の資料を「解釈する力」や「レポートの内容を捉え直したり、根拠の示し方について考察したりする力等」が問われる問題である。両者を比較すれば、第A問は資料解釈からレポートの構想段階、第B問はレポートへの資料活用から校正段階を扱ったものと捉えることができよう。

両問で扱われている文種を見ると、第A問は環境省、気象庁が公表した報告書・レポートから作成された文章部分と図、グラフ、さらに「公衆衛生分野における気候変動の影響と適応策」と題した文章が示されている。第B問では、「ことばに関するアンケート」の報告にあるグラフと「役割語と日本語教育」と題し

た文章が示されており、どちらも「実用的な文章」に当たる資料が扱われている。

その「実用的な文章」がどのように作問として扱われているかを見ると、第A問では、問一で文章と図の内容との対応、文章と図を用いた表現上のねらい、問二では「実用的な文章」と説明文の解釈、問三でレポートの書き方がそれぞれ問われている。第B問では、問一でレポートの構成に適するグラフデータの解説表現、問二ではレポートの文脈に沿った「実用的な文章」と評論文の要約表現、問三では「実用的な文章」の内容解釈、問四ではレポートの校正がそれぞれ問われている。どちらの「実用的な文章」でもグラフや図を含んでいるが、設問はその「実用的な文章」と生徒が作成しているレポートの関係、つまり言語活動の中で課題となる力を問うという設問である。

さらに、第A問の問二で「実用的な文章」と説明文の解釈を問う場合には、それらの資料から読み取れるか否かが問われており、部分的な表現の解釈が問われているものではない。また、第B問の問一でグラフデータの解説表現を問う場合は、次のように設問されている。

まず、生徒の書いたレポートが次のように示される。

Xにも着目すると、男女の言葉遣いの違いを認識しているものの、女性らしいとされていた言葉遣いがあり用いられず、逆に男性らしいとされる言葉遣いをしている女性も

少なからず存在することが分かる。

設問は、この空欄 X に入る言葉を「レポート」の展開を踏まえ」てアンケート調査の結果を伝えるグラフの説明として適切なものを選ぶというものである。その選択肢は次の五つである。

- ① 「このバスに乗ればいいのよね？」を使わない女子は六割近くにのぼり、「このカレールイスうまいね！」を使わない男子は二割を超えていること
 - ② 「このバスに乗ればいいのよね？」を使う女子は三割程度にとどまり、「このカレールイスうまいね！」を使う女子は三割を超えていること
 - ③ 「このバスに乗ればいいのよね？」を使わない女子は六割近くにのぼり、「このカレールイスうまいね！」を使わない男女は四割近くにのぼること
 - ④ 「このバスに乗ればいいのよね？」を使わない女子は六割近くにのぼり、「このカレールイスうまいね！」を使うか分らないという女子は一割程度にとどまっていること
 - ⑤ 「このバスに乗ればいいのよね？」を使う女子は三割程度にとどまり、「このバスに乗ればいいのよね？」を男女どちらが使ってもいいと考える人は三割近くにのぼること
- この選択肢で述べられているデータ数字の読み取り自体は全て適したものである。レポートでは女性の使う言葉遣いが話題

になっているのであるから、空欄に入る説明としては女性についてデータに関する説明である必要である。一貫して女性の言葉遣いのデータについて触れているのは②と④であり、この段階で二択となる。さらに「このカレールイスうまいね！」を使うというデータに着目している②が正当ということになる。データの数字の正誤を判断するのではなく、レポートの文脈上、注目すべきデータを選ぶという判断を問うている。

ここでは、レポートの文章がグラフで扱われている要素のどの部分に注目して引用しようとしているのかを問うており、グラフデータの具体的な数値を読み取ることが求めているのではない。問題例の A・B ともに、『学習指導要領』「現代の国語」の「読むこと」の指導事項イ「目的に応じて、文章や図表などに含まれている情報を相互に関係付けながら、内容や書き手の意図を解釈したり、文章の構成や論理の展開などについて評価したりするとともに、自分の考えを深めること」などに対応した設問となっている。

「試作問題」では、「実用的な文章」を読み取るべき素材として扱いながらも、そこで問うているのは、あくまでも『学習指導要領』の「読むこと」で指導すべき事項として示されている内容である。これは当然のことであり、「文学的な文章」「論理的な文章」「実用的な文章」と文種を分けて捉えても、それらを用いて「読むこと」の指導を行う点で変わりはない。しかも、

そこで求められているのは「目的に応じて」読むことである。「実用的な文章」の読みという特殊な読み方があるわけではない。

四 授業実践に向けて

本稿では、共通テストで「実用的な文章」がどのような形で扱われているのかを具体的にたどった。そして、令和八年一月実施以降の出題を想定した「試作問題」から、今後の方向性も確認した。そこで明らかとなったことは、次の三点である。

一、「実用的な文章」と文種を分けても、受験生の生活から全く分離した活動や場面は設定されておらず、したがってそこで扱われる「実用的な文章」も受験生にとって別世界の存在ではないということ

二、グラフなどのデータが扱われてもそこで数値を読み取ることが問われるのではなく、あくまでも言語活動の中でその資料をどう用いるかという点であるということ

三、「実用的な文章」の特殊な読みがあるわけではなく、どの文種に於ても『学習指導要領』の求める「読むこと」の指導事項の内容に関して設問されているということ

令和八年一月実施以降について考えるなら、『二〇一八年版』で示されている、二つの必履修科目で「読むこと」の指導は次のとおりであり、これらに対応する設問になるはずである。

まず、「現代の国語」では、

ア 文章の種類を踏まえて、内容や構成、論理の展開などについて叙述を基に的確に捉え、要旨や要点を把握すること。

イ 目的に応じて、文章や図表などに含まれている情報を相互に関係付けながら、内容や書き手の意図を解釈したり、文章の構成や論理の展開などについて評価したりするとともに、自分の考えを深めること。

次に、「言語文化」では、

ア 文章の種類を踏まえて、内容や構成、展開などについて叙述を基に的確に捉えること。

イ 作品や文章に表れているものの見方、感じ方、考え方を捉え、内容を解釈すること。

ウ 文章の構成や展開、表現の仕方、表現の特色について評価すること。

エ 作品や文章の成立した背景や他の作品などとの関係を踏まえ、内容の解釈を深めること。

オ 作品の内容や解釈を踏まえ、自分のものの見方、感じ方、考え方を深め、我が国の言語文化について自分の考えをもつこと。

さらに、「言語文化」の言語活動例として先に引用したように「ア 論理的な文章や実用的な文章を読み、その内容や形式について、引用や要約などをしながら論述したり批評したりする

活動」という活動が例示されているが、その解説としては次のように記述されている(『二〇一八年版解説』)。

これらの文章を読んで、その内容や形式について論述したり批評したりする活動を行う際に、必要に応じて、**引用や要約**などをする¹⁾ことで、文章の構造と内容を的確に把握したり、解釈を深めたりすることができる。**論述や批評**をすることによって、把握した構造や内容のどこを重視しているか、表現の仕方の特長や課題など形式についての考えを明らかにすることができ、例えば、安全とは何かを論じた複数の論説文を読み比べて書き手の考えや論じ方の違いを明らかにし、どちらが適切かについて本文を引用しながら論述する活動などが考えられる。(ゴチックは原文による)

ここでは、「引用や要約などをしながら論述したり批評したりする活動」によって、「把握した構造や内容のどこを重視しているか、表現の仕方の特長や課題など形式についての考えを明らかにする」力を身につけることが求められているが、対象となる文章は「実用的な文章」「論理的な文章」の両方である。「実用的な文章」が何か特別な読む力を求められているわけではない。

私たちは国語科の指導実践のなかで、「実用的な文章」も特別視することなく、「目的に応じて」「情報を相互に関係付けながら、内容や書き手の意図を解釈したり、文章の構成や論理の展

開などについて評価したりするとともに、自分の考えを深めること」というような「読むこと」の指導を心掛けていくことが重要であろう。受験生に余分な負担をかけることは適切ではない。

(くまがいよろう／聖学院大学人文学部)